

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◇監査公告 目次  
昭和二十七年年度にかかる県立高等学校定期監査の結果

## 監査公告

### 監査公告第九十六号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和二十六年年度にかかる県立各高等学校の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年六月二十三日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉  
 " " " 木 南 貞 治  
 " " " 加 藤 定 治  
 " " " 角 田 健 太 郎

### 監査執行箇所

執行年月日	執行箇所
昭和二十八年四月十三日	倉吉農業高等学校
同 日	倉吉高等学校
同 日	由良育英
同 日	養良農業
同 日	米子東
同 日	米子西
同 日	日野
同 日	境
同 日	気高
同 日	八頭
同 日	鳥取西
同 日	鳥取東

### 監査概評

今回昭和二十七年年度にかかる県立各高等学校の定期監査を執行したが、県財政に制約され、施設・備の充実は依然として進まず、予算配当に適切を欠く結果、事務遂行上支

障を生じ、また学校運営に研究改善を要する点を認めるので学校当局並びに教育委員会及び事務局各課は次の点充分留意の上、高等教育の振興に一層努力されるよう切望する。

一 県立高等学校十二校の校舎その他の施設は貧弱であり、高等学校設置基準に適合する施設を有するのは、倉吉農業高等学校のみのものであり(これとても老令校舎である)殆んど各校とも普通教室及び特別教室が不足し、また校舎の腐朽が甚しく危険状態にあるものも見受けられる実情である。然るに教育委員会が樹立した整備五ヶ年計画は遅々として進捗せず、益々腐朽破損の度を加えつつある実情は洵に憂慮すべきであり、委員会の努力は勿論県当局においても積極的に予算措置することが財産管理上からも、教育環境整備上からも更に災害未然防止の上からも緊要と認めるので関係機関の善処を望む。

二 教具教材の不備が指摘される。また防火施設として殆んど見るべきものがなく、軽便消火器及び防火用バ

ケツを備付けている程度であり、消火器の薬品有効期限の過ぎたものもある等防火対策の不備を認めるので、此等備品の充実をはかると共に貯水池の整備も考慮すべきである。

三 学校施設修繕費予算が少く且つ各校配当予算の執行状況を見ると、相当額の経費を学校独自の計画により支出しているが、不急又は不経済と認められるものもある。各学校の実情を充分把握し、全体計画のものと重点的支出すべきものと区分するが妥当と考えるので、輕易なものを除いては委員会事務局において直接管理執行することが得策と認めるので考究を望む。

四 実習教育に要する各校の機械器具の整備が不十分である。特に農業科課程は農業機械化が叫ばれ、一般農家にも相当普及している現状にもかかわらず、旧体依然として筋肉労働による実習教育を行っていることは一考を要する。精神教育を目的とする過去の道場と異り農業の科学化、経営化を教育するためには、少くとも最新の機械器具を一応整備すべきである。

五 実習教育は施設及び環境に大きく支配されるが、運営によつて或程度成果を期し得ると考えるも、未だ方全といひ得ないので考慮されたい。即ち実習による生産物の処理は担当教職員と会計事務職員との間において事務的に処理され、生徒に対する教材として活用していかない(日野高校はやや良好)ので前回監査に要望した如く、例えば耕種計画から收穫処理(現物消費を含む)まで系統的に記録整理し、生徒の教育と直結せしめる等配慮が肝要である。なお農業実習に当り制服着用のまま耕耘施肥を行つてゐる実情を見受けたが適当でないので善処されたい。

六 定時制高等学校の運営について各校とも相当苦慮しているが、根本的に検討を要する事項が多い。即ち全般的に入学志望が少く予備校的な感があること。農業科課程には眞の勤労学徒が少い実情であること。履修課程が四年制となつており長期に失するため、学校によつては全日制課程と同様(週六日)運営しているものがあること。農村家庭科修学年限(四年)は農村

女子の結婚適令期に該当する等殆んど大部分は中途退学(任意に前後期に区分し前期二年修了)又は全日制に転科している実情にあること。教職員組織に検討の余地があること。通信教育は漸次成果を挙げつつあるが未だ充実していかないこと。夜間授業に対する照明その他の諸設備が不完備なこと。校舎が中心校と離れており本校の施設利用が困難なこと。実習施設等が不十分なこと等々欠陥、隘路が多いので当局の検討善処を望む。

七 各学校とも事務職員の配当が少く全般的に事務過重の傾向を認めるので、県財政の事情もあるが至急充実の方考慮されたい。

八 前に述べたように施設の充実等予算の増額を要する事項については、関係当局において充分協議されたいが、既定予算の配当及び令達に遺憾なものがある。即ち特別会計農業実習費の支出予算を各四半期均等に令達しているため、施肥時期に肥料を購入し得ず、学校自体において農業協同組合より現金又は現物を借用し

ている事例もあるので、適正を期する上から実情に即する令達が肝要と認める。

九 戦後道徳教育の振興が論議せられているが、本年度県立高等学校生徒による集団窃盗事件及び暴力事件等不祥事の発生を見たことは洵に遺憾であり憂慮すべきである。なお男女共学による事故は各校とも見られず一応成功しているようで結構である。

一〇 経理その他の事務の中特別会計の生産物処理並びに収入事務については前回の監査意見を考慮し教育委員會事務局において内規を定め合理化をはかっているが、未だ全般的に実施の運びとなっていない。なお昭和二十七年十二月以降倉吉農業高等学校はこれに基き事務処理しているが、簡素化の余地があるので今後研究を望む。

また授業料の徴収は一般に円滑に処理しているが、年度中途の各月末は相当額未収があり収入遅延の傾向を認める。また長期滞納のため除籍処分している者があるが教育振興上一考を要する問題であり、特に現下の

経済事情から見ても奨学資金の貸付、授業料減免範囲の拡大等研究が望ましい。なお各校共校長会の申合せにより、卒業証明書、成績証明書発行の際手数料を徴収し別途会計としているが適当でない。条例を定めて正規に徴収すべきである。

倉吉農業高等学校 昭和二十八年四月十四日 監査

監査委員 木 南 貞 治

監査概況

一 本校は社校舎(社村大谷)河北校舎(上井町)河南分校(三朝村大瀬)にそれぞれ分散し廊下の長い学校であるが、教育課程が農業科単一課程である関係で比較的円滑に運営しているが、前年度監査に指摘した統合真価は充分發揮していないように認められた。

二 本校は兩校舎とも実習教育が多くその運営に積極的政善工夫をこらしており、実習及び土地利用の長期計画化、生産及び経営を通じての実地教育等他校に先んじて実施しており結構と認められた。然しながら冒頭概評

に述べた如く制服着用のまま作業を行っている実情であり眞の実習教育は不可能と思うので実習に当つては一斉に作業衣を着用させるよう措置すべきものと認めるので考慮されたい。

三 本校は高等学校設置基準に殆んど合致し文部省指定校となつているが施設面積が基準に合致しているとはいへ全面的に使用出来ず一部腐朽し危険状態にある建物があるので解体移築又は補強修理をなし内容充実を図つて活用すべきである。

四 前回指摘要望した河北校舎の国有財産返還については本校としても努力しているが何等進展していない。このような基本的な重要事項を学校当局のみに委せていることは適当でないので教育委員会並びに県当局の善処を望む。

五 当校各校舎及び分校の職員はそれぞれ専属となつてゐるが同一校勤務であるにもかかわらず地域給に不均衡があり人事組織面の隘路となつてゐるようである。即ち河北(上井)校舎及び(河南分校)三朝は一級地

であり中心校の社校舎は非指定地域となつてゐる。本校のみに限らず不合理な事例が多いので教育委員會事務局において調査の上善処方要請されたい。

六 特別会計の收支運営状況は前年度に比し相当向上し(監査時十四万余円増収し累計十五万六千余円黒字)事務処理に進歩改善の跡がうかがわれるがなお事務に重複するものがあるので簡素化能率化に留意し一層適確を期するよう努力されたい。なお県下中央部には有種育苗の公的施設がないので本校施設の充実をはかることが得策と考えるので研究を望む。

七 前回監査に指摘した事項はそれぞれ善処し経理その他事務処理も概ね適切と認めた。もつとも河北校舎の生産物引継処分等は事後一週間乃至十日間に処理しているが高校分離によつて今後改善し得るものと認められた。

倉吉高等学校

昭和二十八年四月十三日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

前田 玄一

一 本校は東校舎(普通科、工業科)西校舎(普通科、商業科、家庭科、家庭別科)で編成しているが、兩校舎の距離が長く校長以下職員は不便を痛感しながら綜合高校の運営につくしているものと認めた。

二 兩校舎の維持管理については果費予算僅少のためPTA経費に依存し整備されつつあるが建物の損耗甚だしく教具その他諸施設に不十分なものがある。

三 産業教育法により工業科に一六七万円モーターその他電気施設を見たことは結構であるが基準には不十分である。なお機械課程の不十分な施設も産業教育法により整備を望んでいるようであり相当経費を必要とする。国庫補助獲得に努力すると共に中途半端な施設にならないよう留意されたい。

四 各校舎とも生徒数に比し狹隘であり普通教室、特別教室共実態に応じた増築が必要である。なお商業科、理科室、家庭科等特別教育の施設、設備が不十分であり

破損の甚だしいものがある。何れも日常教育に支障を来す事柄であり綜合教育の観点からして早急整備する要を認める。

五 防火については各校舎ともその態勢を整え防火対策をたてており、設備は一応整備され校舎間随所に水槽を設け有事に備えているが、特に東校舎は附設水道鉄管が小さいため常時必要量の給水不能のようであり水圧も低く有事の際は不十分と認める。消防署よりの要請もありプール兼用の防火用水池の設置が望ましい。

六 出納経理その他事務処理は適正と認めたが今後左の点留意されたい。

(1) 調定簿と調定稟伺に不突合のものがある。伺書を集計調定していたが伺書の通り夫々適確にすべきである。なお授業料の調定期が月半ばになつてい

が月始めの現員により調定すべきである。

(2) 入学選抜手数料を受領する際現金領收証を発行しているが書損を破棄しているのはよくない。添付存置すべきである。破棄枚数四十三枚

(3) 入学選抜手数料一八五、二〇〇円の内一五四、四〇〇円二月末手持保管しながら(三月二日銀行へ払込)二月末収入計算書に収入済額としているのは不適當である。

由良育英高等学校 昭和二十八年四月十四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

前 田 玄 一

木 南 貞 治

監査概況

一 本校は東校舎(普通科)西校舎(普通科及び定時制農業科)と八橋、赤碕の定時制二分校がある。校舎その他施設或いは附属設備等は甚だ貧弱であり、且つ狹隘である。ために不便と窮屈をしながら統合による学校運営に努力しておるものと認めた。

二 東校舎は私立育英高校を買収したのであるが破損個所が随所に見られ特に本館は危険である。なお一昨年の火災(放火)で一棟焼失しそのままとなつてい

め教室が不足し教職員室も雑然とし狭く宿直室は一坪余りを間仕切りしている。本館の建築施工が急務である。

三 講堂は整備されているが階上であり階下は教室となつているため諸行事を行う際は階下の教科に支障を来している。又体育館として使用している建物は老朽であり補強修理を要する。講堂兼体育館の新築を必要とする。

四 東校舎より運動場に至る間に鉄道があり横断は甚だ危険である。特に風向により警笛が聞えないこともあり鉄道当局よりも要請されているので陸橋の架設をなし事故未然防止に努められたい。

五 防火施設については監査都度注意を促しているが何等対策をしていないことは遺憾である。高台であり水利不便の現状よりして至急対策を講ぜられたい。

六 本校は財産管理が良くない。即ち財産台帳の整備が不十分であり、なお東校舎校地の中四畝は民有地でありところによつては侵蝕されているものがある。実測

の上台帳を整備すると共に標柱を設置し万全を期されたい。  
七 経理その他事務処理は一応適正と認めたが左の点留意されたい。

- (1) 生徒人退学許可整理簿の整理が不充分であつた。
- (2) 授業料の調定期を月半ばの現員でしているようだが月始めに調定し徴収するよう留意されたい。

養良農業高等学校 昭和二十八年四月十三日監査

監査委員 木 南 貞 治

監査概況

一 本校々舎は県立移管前より相当腐朽建物であつたにもかかわらず、移管後何等手入もなされず一部は危険状態であるので実態調査の上改築するか、又は補強するとか何等かの対策が緊要と認める。

二 本校の実習用地は各地に散在しているので実習教育上不便であるが、能率的に実施する上においても地元町村の協力を得て校舎附近に集団化するよう考究努力

を望む。又本校県立移管に伴う土地所有権移転手続をしていないので急速処理すべきである。教育委員会事務局の善処を望む。

三 本校は単独の農業高等学校として運営に努力しているが、昭和二十七年実施の入学選抜状況を見ると全日制は農業科定員八〇名に対し第一志望、第二志望合せて八九名を、農村家庭科は定員八〇名に対し第一志望のみ一〇二名をそれ〴〵入学許可しているが、定時制は本校定員三〇名に対し志望者二名に過ぎず、本校全日制志望者中一〇名、他校志望一〇名計三二名を入学許可し辛うじて定数を充たしている実情である。教室数その他の条件等大局的に見て定時制を廃止し全日制に切替えることが適当ではないかと思はれる。

四 本年度産業教育振興費をもつて教室室三五坪を新築し内容充実に努力していることは結構であるが、ユニットキッチン二基(タイル張り及びコンクリート仕上)を設けこれを都市向及び農村向と称して職業差の觀念を植付けることは教育上検討すべきものと考えるので

利用に當つて慎重を期されたい。

五 会計経理その他の事務の処理状況は概ね良好と認めだが左の点留意されたい。

- (1) 土地台帳その他基本財産台帳がないので整備すること。
- (2) 教育委員会事務局において定めた農業実習特別会計事務取扱規程によらず従前の例によつて処理しているので改正のこと。
- (3) 生産物(金額多額なもの)の売却に当りては、買受書を徴し売買を明確にすべきである。
- (4) 農場生産物の受払に不突合があつたので充分留意すること。
- (5) 収入調定に当り納入を出納員としているのは適当でないので正当債務者に調定すること。

米子東高等学校 昭和二十八年四月十六日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一 本校は勝田校舎(中心校)長砂校舎及び法勝寺校舎の三校舎にわかれ勝田校舎に全日制普通科、家庭科、定時制の夜間部、普通科及び商業科並びに通信教育の各課程を、長砂校舎に全日制商業科及び農蚕科課程を、法勝寺校舎に全日制の農業科及び定時制の農業科、農村家庭科の各課程をそれぞれ設け、全校二千五百名近くの生徒をもつ総合高等学校として運営しているが、昭和二十七年度も前回監査に指摘した如く統合の成果が發揮されていない。

二 勝田校舎及び法勝寺校舎の建物の改築については毎年監査に指摘要望するが本年度も何等措置していない。教育施設費及び県立高等学校費等の修繕費予算五四九、九一四円をもつて各校舎の壁塗装、屋根修理、雨樋補修等を学校長の専決により実施しているが、検査、監督等技術を要するので管理課において計画を樹て請負契約、工事監督等は直接本庁において執行することが妥当と思うので考究されたい。

三 定時制夜間部生徒の中途退学は七三名(在籍数の二

七%)に及び殆んど大部分が経済的事情によるようである。なおこの外に授業料未納のため除籍したものの四三名あり勤労生徒に対する何等かの措置対策が肝要と認める。

四 昭和二十七年実施した入学選抜の状況から見て、法勝寺校舎の定時制課程は廃止し、全日制の定員を増加すべきではないかと考える。もつとも当校舎には生徒が家庭の支柱となつて農業経営しているため、全日制農業科二年より定時制二年に転科したものが一名あるが例外的であり、女子生徒は定時制二年中退が殆んど大部分となつている実情は検討を要する。

五 長砂校舎における特別会計農業学校実習費の收支運営状況は前年度に比し七万余円収入減(予算も減少)となつているが、支出面においては昨年度に比し二十五万四千余円膨脹しているがなお予算残額を生じている。自動耕耘機十八万円の購入その他施設充実のため支出増加であり結構と認めるが今後収入の増加について一層努力されたい。なお本校は過去において剰余金

累計二十九万六千余円を生じている状況である。

六 生産物の出納処理及び収入事務について研究改善の余地があるので留意されたい。なお従来のPTA農場を本年度は公会計実習農場に切替えたことは適切な措置と認める。

七 経理その他事務の処理状況は概ね良好であるが次の事項について留意されたい。

- (1) 通信教育に伴う受講料及び入学金の未収があるのを整理すること。
- (2) 工事請負費で校舎の修繕補修を実施しているが、特に出来形検収にあつては厳密に実施することが肝要である。
- (3) 家畜台帳を作製していないが現況の把握、出納の明確化を期すため整備すること。
- (4) 和牛犢売却に当り売却手数料を收支相殺しているのは適当でない。
- (5) 生産物にして法定帳簿に記載されるまでの生産部門の実体把握が不充分につき留意改善すること。

米子西高等学校 昭和二十八年四月十六日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一 本校は第一校舎(普通科)第二校舎(工業科)で編成されており教員は兩校舎をかねもちしており、尚諸行事も合同で行う等綜合制の特色發揮に努力苦心しておりその運営は順調と認めた。

二 第一校舎は四十二年間の老朽校舎であり窓枠並に校舎外側に腐朽箇所あり雨漏箇所も散見され又二階も彎曲し危険である。改築又は補強すべきものと認めた。

三 第一校舎理科室備品で実験用具に不充分なものがあり、第二校舎実習用機械器具も磨滅損傷しているものがあるので整備が望ましい。

四 第一校舎運動場狭く三、〇〇〇坪の拡張を見込んでいた処とりあえず五〇〇万円で五〇〇坪を拡張すべく配当を受けたが土地買収価格の折合つかず未執行のまま年度末となつている、結局計画通りに実施出来ぬようであり遺憾である。

五 第一、第二兩校舎共職員生徒一丸となつて防火態勢を整え有事に備えており設備用具も一応完備していることは結構と認めた。今後益々財産保全管理に留意されたい。

六 授業料の徴収状況は各校に比べ低調の憾がある。即ち毎月相当額の未収額を出しており三月末一六二、四〇〇円の未収額がある。徴収整理に一層の留意を望む。

七 出納経理その他一般事務は適当と認めたが左の点留意されたい。

- (1) 授業料、入試手数料、納金を一括調定している。夫々口座を設けて調定し整理すべきである。
  - (2) 現金領收証を発行する際校舎に分割し適宜発行しているが一連番号を付し書損の場合も破棄する事なく整理すべきである。
  - (3) 入学選抜手数料の内郵送二名分に対し受領証を発行していないが処置すべきである。
- 八 経理その他一般事務の処理状況は概ね適正と認めた。

日野高等学校 昭和二十八年四月十七日監査

監査委員 木 南 貞 治

監査概況

一 本校は黒坂(中心校)根雨兩校舎を主体とし、全日制及び定時制を併設し、溝口、江尾、日野上、阿毘縁の各分校にそれぞれ定時制課程を設置し、総合高等学校として管理運営に当たっているが、校舎間の距離が長く且つ広範な地域に散在している等他校に比して地理的条件が悪く苦慮しているがよく克服し円滑に運営しているものと認められた。

二 根雨校舎は生徒定員の増加と定時制併設に伴い教室が絶対的に不足を生じている。選択教課制を採用している関係で一層狹隘となり礼法室及び昇降口等を暫定的に改造してまに合せている実情であり増築すべきものと認める。教育委員会事務局において至急措置された。

三 本年一月黒坂校舎の棟(商業科教室四教室)を火災により焼失したことは遺憾である。監査に当り防火

対策については特に留意したが本校の対策は不充分である。即ち校内の電灯線配線は至る所に裸線が露出しており又家畜管理当番の生徒詰所においても火気を使用しているが雑然としており、消火ポンプにしても使用不能である等種々指摘されるが、学校管理者としても防火対策については万全の策を講じ遺憾のないよう留意が肝要と認める。

四 本校は定時制教育のため六地区に分校を分散しておるが施設設備が不十分なため地元負担による拡充強化五ヶ年計画を樹立し計画通り整備しつつあるが財産処分等により果費を以て早期に充実すべきが緊要と認めらる。また入学選抜状態を見ると第一次募集に定員に満たず第二次募集により定員確保に吸々としているようであり検討を望む。

五 学校実習演習林の地上権設定期間満了のものがあり更新に相当難問題があるようであるが教育財産保全のため委員会の慎重なる措置が緊要と認める。また校友会、演習林についても明確適切な処理をなし、伐採適

令期となつて諸問題を起さぬよう整備すべきであり、県有財産の保全管理及び取得に努力されたい。

六 経理その他事務の処理は概ね良好と認めたが特別会計関係諸帳簿(補助簿)を火災のため焼失していたのは遺憾であつた。なお左記事項につき今後注意されたい。

(1) 犢牛売却に当り定期評価市により畜産組合において一万七千円で売却しているが、これが売却手数料として一千七百十円を差引き一万五千二百九十円を測定收入しているが收支相殺した経理は厳に戒むべきである。

(2) 生産物売却に当り現金領收書により徴收し測定を出納員名を以つて告知書発行しているが納付書により処理すべきである。

(3) 農機具室等の整理整頓に一層留意のこと。

境高等学校 昭和二十八年四月十六日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一 本校は、第一校舎(普通科及び夜間部)第二校舎(水産科及び家庭別科)第三校舎(農業科及び農村家庭科)で構成し、各校舎は点在し、校舎間の活動は困難と認めるが、校長以下職員は運営管理に努力し円滑に執行しているものと認められた。

二 本校は、地元民の要望もあり、地域社会に即応する専門教育振興のため水産科を移転拡充し学校運営の合理化を図つたことは結構である。即ち二十七年産業界教育振興法により一五〇万余円で漁撈網、冷蔵庫を整備し漁撈課程、製造課程が一応完備し実習えの態勢が整い今後が囑望される。しかし、十分なる実習を行えば規定の授業が欠けることになるので指導方針の樹立と共に調整の合理化に一層留意されたい。

三 昨年監査に指摘した事柄であるが、実習課程が出来乍ら前記施設を年度中途に実施したこと並びに実習費予算が全然ないこと等を理由に特別会計を設けていないが、農業科もあり実習船収入もあるので考究された

い。なお実習船収入として適時の備船料、漁撈収入を夫々修理費、原材料費、その他経費に支出しているが適当と認め難い。留意すべきである。

四 時代の要求と水産教育振興会の協力により二十八年度より一年制無電別科を新設したことは適策と認めた。

五 総体的に教材教具が不足しており特に水産科実験室は貧弱である。製造課程に実験、実習が緊要であり考究配意が望ましい。

六 各校舎とも若干の消火器と防火用水槽を設けているがなお不充分である。各校舎に消防班を編成し取締責任者を定め措置しているが、二十七年当年初原因不明の出火を大事に至らせず防火したが今後とも対策に遺憾なきを期されたい。

七 経理その他一般事務の処理は一応整備しており、特に授業料の徴収は良好と認めしたが左の点留意されたい。

(1) 入学選抜手数料を払込むと同時に調定しているが調定後徴収整理すべきである。

(2) 授業料調定減額一、四〇〇円の退学届がなくなお

六八〇円の減額稟伺がない。なお吉村五郎納付の授業料は本人は納付しておるが払込みが不明である。

(3) 受発文書の取扱いが不統一である。

気高高等学校

昭和二十八年四月二十日監査

監査概況

監査委員 木 南 貞 治

一 本校は湖山校舎(中心校)青谷校舎及び鹿野、美和の二分校を有し、施設々備の不備、校舎の分散、職員不足等あらゆる悪条件の下に総合教育の実を挙げるべく運営に努力してはいるが、昭和二十七年若干施設面の整備を行つたのと、砂丘地農業実験が幾分軌道に乗りつゝある程度で他に前年と大差ない状況であり、前回監査に指摘した事項を更に検討の上善処されたい。

二 本校は文部省の研究指定校として砂丘地農業を主体とする教育及び実験実習を行い、その成果がすでに一般農家の砂丘開拓に利用されつゝあるが、僅か二ヶ年

の研究期間では十分な成果を期し得ないようであり、更に期間延長について政府に要望すべきではないかと思つたので委員会当局に於て善処されたい。

三 本校の設置課程中地域の実情に適しないものがある。即ち中心校湖山校舎の定時制農村家庭科は志望者がなく第二次募集によつて充足しており、美和分校の定時制課程は第二次募の結果五十二名入学許可したが無届欠席者があり多数私立学校に転学している実情は県立学校として洵に憂慮すべき事態であるので果として対策を講ずべきである。なお全日制農産製造課程に女子の入学者が多く過半数を占めていることは全日制家庭科の課程がないことが最も大なる原因であり、これとも入学許可後私学転学のため十数名を減じている実情である。本校舎並びに青谷校舎に全日制家庭科を設置することが妥当と認めるので実情検討の上善処されたい。

四 湖山校舎の実習用地は殆んど砂丘地であり水田は借用地一反歩余に過ぎぬが地域、社会に適した農業教育

を施すためには水田実習地の増加拡張が最も緊要と認めるので当局は積極的に配意努力すべきである。現状では本年度の本校としての経営は到底独立採算によることが困難であり財政投資の程度如何によつて本校設立目的の成否が決するので恒久対策を樹立して年次計画により漸次拡充強化をはかるよう留意を望む。

五 青谷校舎は設立五ヶ年経過したが教室不足、職員不足、設置課程の不備等不十分なものが多いため本年度四百万円の県費予算をもつて校舎一棟(普通教室一、特別教室三、その他)を新築することになり、この財源は地元寄附金二百万円はすでに学校後援会により果に納済となつているが工事未着手である。又鹿野分校も同様二百二十五万円をもつて本年度建築予定のところ町村合併の関係もあつて地元側の態度も滞滞しているので当局の善処を望む。

六 一昨年新築した校舎の随所に壁床、その他破損箇所を多く見受けたが委託工事の粗漏によるのではないかと



と思われる箇所もあるので厳正な監督指導が肝要である。

七 本校の事務は過重であり事務職員の充実が急務と認めらるので考慮されたい。

八 経理その他の事務について左の点留意されたい。

(1) 各種機械購入契約に当り据付その他仕様書、図面を添付していないが契約の完全履行をはかるためには整備すべきである。

(2) 授業料、入学選抜手数料等収入事務は概ね適切に処理しているが、特別会計の農業実習収入は引継を受けたもののみで現物処理の適正化に留意すること。

(3) 生徒数が少くPTA依存が困難なため年度当初より計画的に旅費、需要費の節約をはかっているが、事務処理及び学校経営に支障を来さないよう委員会事務局と連絡を密にし最低必要経費の配当を受け効果的執行を期すること。

八頭高等学校 昭和二十八年四月二十日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

前 田 玄 一

監査概況

一 本校は郡家、智頭、八上、若木の四校舎よりなり、四〇〇名の生徒を擁し郡内唯一の総合高校として郡民の積極的な援助及び校長以下全職員の結果により円滑に校務を遂行しているものと認めた。

二 普通科各学年の生徒定員は二五〇名でありこれを六学級に編成しているが、二十七年度の新入学者数は二八三名であるので定員を三〇〇名とするも収容可能と考えられるので定員増加について当局の検討を望む。

三 郡家校舎の平屋六教室のバラック建築は数次の台風による被損甚だしく危険をも感ずるほど腐朽しているので改築の要を認める。

四 智頭校舎に設置されている全日制農村家庭科課程は非公認のまま今日に至っているがこれは施設の貧弱に起因しているので早急に整備し公認の課程とすべきである。

ある。

五 智頭校舎で農業実習のため仔豚等を屠殺試験しているが施設が不十分である。なお食肉を一部売却しているが食品衛生法よりして不完全で乳牛処理場と共に保健所より注意を受けているようだ、考究されたい。

六 生産物の收穫総量を把握せず換金作物のみ販売都度引継いでいる。生産報告の提出を励行すると共に処理につきその都度校長に経伺し必ず出納員を通じ整理すべきである。

七 生産物の收穫が一般の平均收穫量より非常に低調に失する。即ち牛乳処理で七月分べんした乳牛が十二月の四倍近く一月に生産しているが総収量六石五斗であり月々の生産に不合理があり、卵も一二羽で年間二〇四個の産量となつている、考究されたい。

八 加工製産物の記録整理が不十分である。即ち使用数量は確実に払出しているが製品の受払が不明確となつている。考究留意されたい。

九 豚の屠殺にかゝる検査手数料を納付していない。又

検査申請を口頭でしているが稟伺申請すべきである。

鳥取西高等学校 昭和二十八年四月二十日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一 本校は第一校舎及び第二校舎に分れているが隣接の兩校舎は渡廊下によつて直結されているので学校運営管理、諸施設の利用等も効果的であり、県立各高等学校の統合が殆んど失敗に終つている中で、本校は一応総合高等学校として成功しているものと認めるので今後一層の成果を期待してやまない。

二 本校は第二校舎(中心校)に全日制普通科、定時制夜間部、普通科、商業科並びに通信教育の各課程を、第一校舎に全日制商業科及び家庭科の各課程をそれぞれ設け約二千五百の生徒に対する高等教育を実施するとともに久松幼稚園の運営管理を行っているが、職員組織及び幼稚園の経営等について検討すべきものがあるので学校及び関係当局の留意を望む。

三 校舎及び諸施設は漸次整備されつゝあるが、第一校舎の火災応急バラック校舎は早急改築を要する。また第二校舎は老朽しているので調査の上対策を講ずべきである。

四 防火対策についてはなお一層努力を要する。特に第二校舎は水利の便が悪く昨年度校舎前に貯水槽を設けたことは結構であるが一朝有事の際には憂慮すべきものがあるので増設を考慮されたい。なお一般に高等学校生徒に喫煙の風習があることは洵に遺憾であるので所持品検査、唾液検査を行い防止の徹底を期せられたる。

五 本年度実施した入学状況は、全日制家庭科の応募者が極めて多く入学競争率は県下最高位であつた点から見て募集定員の増加を研究されたい。なお本校定時制課程は夜間部のみであるが経済的事情による退学者が多く、本年度転退学者七三名中半数以上を占めていることは憂慮すべきである。

六 通信教育は専任職員三名、兼任職員(課外教授)八

名で行つているが、米子東高校に比し内容不振と見受けられるので運営に特に留意努力されたい。なお通信教育費予算を学校の一般経費に支出しているもの、不急な支出等があるので、通信教育振興に必要な経費に充当するよう留意が肝要である。

七 控室、倉庫、クラブ等教室以外の施設が乱雑である。生徒の環境整備に対する自覚を促すとともに学校当局としても整理整頓に留意すべきである。

八 道徳教育については当校も研究苦慮しているようであるが一層努力を望む。

九 工事請負費予算額三十九万二千余円を以つて電気工事、天井張替、屋根葺替、硝子補修、土蔵補修及び雨樋補修等実施しているが、更にPTA経費より四十三万二千余円の補助を受けている。教育財産の維持管理費は県費により実施すべきものと認む。

一〇 経理その他の事務について前回指摘した事項は概ね改善しているが幼稚園関係の経費等は内部的に区分して置くことが適当と思うので研究すること。

鳥取東高等学校 昭和二十八年四月二十一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

前 田 玄 一

#### 監査概況

一 本校は第一校舎(中心校)に普通科、第二校舎に工業科と、農業科、第三校舎(岩美郡浦富町)に全日制家庭別科及び定時制農業科の各課程があるが、校舎の分散、施設々備の不完全等の悪条件の爲総合高等学校としての運営は相当困難なものがあるが鋭意努力しているものと認めた。特に本年度被服洗濯、試食室の新築と同窓会の寄附等による徳田会館の完成により永年の懸案であつた女子教育施設の充実をみたことは悦ばし。

二 第一校舎の講堂修理、校舎補強支柱の取替、更衣室が必要な事等認めた。善処を望む。

三 第二校舎の全日制農業科の実習地は僅かの購入地と校地の一隅を転換利用しているものしかなく、前年度監査にも「農業なき農業科」として指摘したが其の後

何等の改善は見られず課程履習上の支障は大きく、教育の成果は期し難いと認められるので当局の善処方重ねて要望する。

四 第二校舎の講堂修理、木型工場並に仕上工場が危険であり、女子便所が特に狹隘である。なお排水が悪いので善処を望む。

五 第三校舎には現在定時制農業科及び全日制家庭別科(二年制)が設置されているが、中心校と距離的に離れている関係上運営面に種々の支障はまぬがれぬ現状である。関係町村としては独立校の設置を熱望しているようであり慎重検討を望む。

六 授業料の徴収は年度中途において成績が悪く毎月一割程度を未收繰越する傾向にあり、尙三月末で一四、五一〇円の未收額を生じており滞納者に対する指導に一層の配意が緊要である。

七 経理その他一般事務の処理状況は概ね適正と認めた。

